

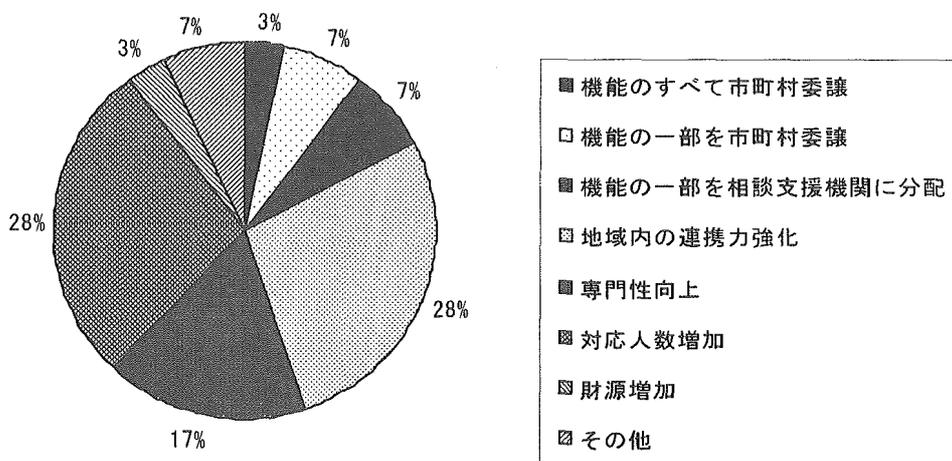
③ 必要な改善

「改善の必要がある」とはどのような改善か、あてはまるものすべてについて尋ねたところ、「専門性を高める」が 82.8%と、最も多くなっている。ついで、「地域内の相談・支援機関同士の連携力を高める」79.3%、「対応する人数を増やす」75.9%、「児童相談所の機能の一部を、市町村に委譲する」51.7%となっている。

そのなかでもっとも大きな理由だと思われるものについては、「地域内の相談・支援機関同士の連携力を高める」「対応する人数を増やす」が 27.6%となっている。ついで、「専門性を高める」が 17.2%とつづいている。

| 必要な改善 | 度数 (%) |
|---|------------|
| 専門性を高める | 24 (82.8) |
| 地域内の相談・支援機関同士の連携力を高める | 23 (79.3) |
| 対応する人数を増やす | 22 (75.9) |
| 児童相談所の機能の一部を、市町村に委譲する | 15 (51.7) |
| 財源を増やす | 14 (48.3) |
| 対応時間帯を増やす | 9 (31.0) |
| 児童相談所の機能の一部を、子どもの福祉に関する相談支援機関に機関の特色に応じて分配する | 8 (27.6) |
| その他 | 3 (10.3) |
| 児童相談所の機能をすべて、市町村に委譲する | 1 (3.4) |
| 児童相談所の機能をすべて、子どもの福祉に関する相談支援機関に機関の特色に応じて分配する | 0 (0.0) |

| もっとも必要な改善 | 度数 (%) |
|---|-----------|
| 地域内の相談・支援機関同士の連携力を高める | 8(27.6) |
| 対応する人数を増やす | 8(27.6) |
| 専門性を高める | 5(17.2) |
| 児童相談所の機能の一部を、市町村に委譲する | 2(6.9) |
| 児童相談所の機能の一部を、子どもの福祉に関する相談支援機関に機関の特色に応じて分配する | 2(6.9) |
| その他 | 2(6.9) |
| 児童相談所の機能をすべて、市町村に委譲する | 1(3.4) |
| 財源を増やす | 1(3.4) |
| 児童相談所の機能をすべて、子どもの福祉に関する相談支援機関に機関の特色に応じて分配する | 0(0.0) |
| 対応時間帯を増やす | 0(0.0) |
| 合 計 | 29(100.0) |

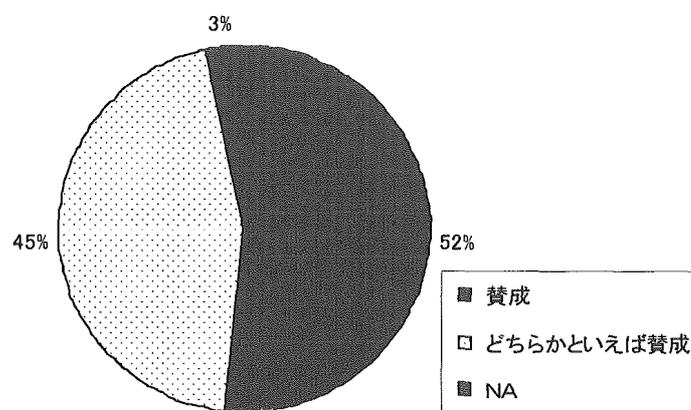


(4)市町村への分権化に関する意識

① 都道府県・指定都市から市町への委譲

子どもの福祉に関する相談の一部について、都道府県・指定都市から市町への委譲が進められていることについて、どのように考えているか尋ねたところ、「賛成」51.7%、「どちらかといえば賛成」44.8%となっており、ほとんどの自治体が賛成の意思を示しており、反対意見は皆無である。

| 市町への委譲 | 度数 (%) |
|------------|------------|
| 賛成 | 15 (51.7) |
| どちらかといえば賛成 | 13 (44.8) |
| どちらかといえば反対 | 0 (0.0) |
| 反対 | 0 (0.0) |
| NA | 1 (3.4) |
| 合計 | 29(100.0) |



② 市町村への分権化の適切性と自治体における対応の可能性

市町村への分権化の適切性と、自治体における対応の可能性について尋ねたところ、適切性については、相談支援に関する情報の収集や提供・発信、各種相談援助の軽度のもの（非行相談を除いて）については、高い割合を占めている。また、可能性については、「条件によってはできる」との回答を合わせると、多くの項目で可能性があるとの回答割合が高くなっている。一方で、立ち入り調査や一時保護、施設入所措置や里親委託等については、「できない」との回答が約半数を占めている。また、各種相談・援助の障害・育成・虐待以外の養護相談で重度のものについても、約25%が「できない」と回答している。

| 相談・支援の内容 | 適切性 | | | | | 可能性 | | | | |
|------------------|-----------|-----------|-----------|---------|----------|-----------|-----------|-----------|---------|----------|
| | 適切 | どちらともいえない | 不適切 | わからない | NA | できる | 条件によってできる | できない | わからない | NA |
| 相談支援に関する情報収集 | 26(89.7) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 3(10.3) | 20(69.0) | 6(20.7) | 0(0.0) | 0(0.0) | 3(10.3) |
| 相談支援に関する情報提供・発信 | 25(86.2) | 1(3.4) | 0(0.0) | 0(0.0) | 3(10.3) | 22(75.9) | 4(13.8) | 0(0.0) | 0(0.0) | 3(10.3) |
| 障害相談・援助(軽度) | 25(86.2) | 2(6.9) | 0(0.0) | 0(0.0) | 2(6.9) | 20(69.0) | 7(24.1) | 0(0.0) | 0(0.0) | 2(6.9) |
| 障害相談・援助(重度) | 4(13.8) | 14(48.3) | 9(31.0) | 0(0.0) | 2(6.9) | 1(3.4) | 18(62.1) | 8(27.6) | 0(0.0) | 2(6.9) |
| 育成相談・援助(軽度) | 23(79.3) | 3(10.3) | 0(0.0) | 0(0.0) | 3(10.3) | 20(69.0) | 5(17.2) | 1(3.4) | 0(0.0) | 3(10.3) |
| 育成相談・援助(重度) | 5(17.2) | 13(44.8) | 8(27.6) | 0(0.0) | 3(10.3) | 3(10.3) | 15(51.7) | 7(24.1) | 1(3.4) | 3(10.3) |
| 虐待以外の養護相談・援助(軽度) | 25(86.2) | 2(6.9) | 0(0.0) | 0(0.0) | 2(6.9) | 21(72.4) | 5(17.2) | 0(0.0) | 1(3.4) | 2(6.9) |
| 虐待以外の養護相談・援助(重度) | 3(10.3) | 14(48.3) | 9(31.0) | 0(0.0) | 3(10.3) | 1(3.4) | 17(58.6) | 8(27.6) | 1(3.4) | 2(6.9) |
| 虐待相談・援助(軽度) | 20(69.0) | 5(17.2) | 2(6.9) | 0(0.0) | 2(6.9) | 17(58.6) | 8(27.6) | 2(6.9) | 0(0.0) | 2(6.9) |
| 虐待相談・援助(重度) | 2(6.9) | 8(27.6) | 17(58.6) | 0(0.0) | 2(6.9) | 11(37.9) | 16(55.2) | 0(0.0) | 0(0.0) | 2(6.9) |
| 非行相談・援助(軽度) | 20(39.0) | 5(17.2) | 1(3.4) | 0(0.0) | 3(10.3) | 16(55.2) | 9(31.0) | 1(3.4) | 0(0.0) | 3(10.3) |
| 非行相談・援助(重度) | 1(3.4) | 11(37.9) | 14(48.3) | 0(0.0) | 3(10.3) | 13(44.8) | 13(44.8) | 0(0.0) | 0(0.0) | 3(10.3) |
| 保健相談・援助(軽度) | 27(93.1) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 2(6.9) | 27(93.1) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 2(6.9) |
| 保健相談・援助(重度) | 16(55.2) | 9(31.0) | 2(6.9) | 0(0.0) | 2(6.9) | 10(34.5) | 15(51.7) | 2(6.9) | 0(0.0) | 2(6.9) |
| 虐待の通告先 | 20(69.0) | 5(17.2) | 1(3.4) | 0(0.0) | 3(10.3) | 19(65.5) | 6(20.7) | 1(3.4) | 0(0.0) | 3(10.3) |
| 立ち入り調査 | 3(10.3) | 11(37.9) | 12(41.4) | 0(0.0) | 3(10.3) | 1(3.4) | 13(44.8) | 12(41.4) | 0(0.0) | 3(10.3) |
| 職権一時保護 | 1(3.4) | 5(17.2) | 20(69.0) | 0(0.0) | 3(10.3) | 6(20.7) | 20(69.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 3(10.3) |
| 28条申立 | 1(3.4) | 4(13.8) | 21(72.4) | 0(0.0) | 3(10.3) | 6(20.7) | 20(69.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 3(10.3) |
| 一時保護 | 2(6.9) | 7(24.1) | 17(58.6) | 0(0.0) | 3(10.3) | 1(3.4) | 8(27.6) | 17(58.6) | 0(0.0) | 3(10.3) |
| 判定 | 1(3.4) | 14(48.3) | 12(41.4) | 0(0.0) | 2(6.9) | 15(51.7) | 11(37.9) | 1(3.4) | 0(0.0) | 2(6.9) |
| 専門的継続的支援 | 4(13.8) | 13(44.8) | 10(34.5) | 0(0.0) | 2(6.9) | 2(6.9) | 17(58.6) | 8(27.6) | 0(0.0) | 2(6.9) |
| 援助終了後のフォローアップ | 17(58.6) | 8(27.6) | 2(6.9) | 0(0.0) | 2(6.9) | 14(48.3) | 11(37.9) | 2(6.9) | 0(0.0) | 2(6.9) |
| 心理療法 | 3(10.3) | 12(41.4) | 12(41.4) | 0(0.0) | 2(6.9) | 17(58.6) | 10(34.5) | 0(0.0) | 0(0.0) | 2(6.9) |
| 施設入所措置 | 1(3.4) | 8(27.6) | 17(58.6) | 0(0.0) | 3(10.3) | 1(3.4) | 9(31.0) | 15(51.7) | 1(3.4) | 3(10.3) |
| 里親認定・登録 | 4(13.8) | 7(24.1) | 15(51.7) | 0(0.0) | 3(10.3) | 3(10.3) | 9(31.0) | 13(44.8) | 1(3.4) | 3(10.3) |
| 里親委託 | 1(3.4) | 6(20.7) | 19(65.5) | 0(0.0) | 3(10.3) | 1(3.4) | 7(24.1) | 17(58.6) | 1(3.4) | 3(10.3) |
| 里親への指導 | 3(10.3) | 9(31.0) | 13(44.8) | 0(0.0) | 3(10.3) | 1(3.4) | 14(48.3) | 10(34.5) | 1(3.4) | 3(10.3) |
| 潜在ケースの発掘 | 26(89.7) | 1(3.4) | 0(0.0) | 0(0.0) | 2(6.9) | 23(79.3) | 4(13.8) | 0(0.0) | 0(0.0) | 2(6.9) |

③ 必要な社会的対応

市町村への分権化を考える際には、こういった社会的対応が必要であるかを以下の項目から選択してもらい、上位5位までについて尋ねた。

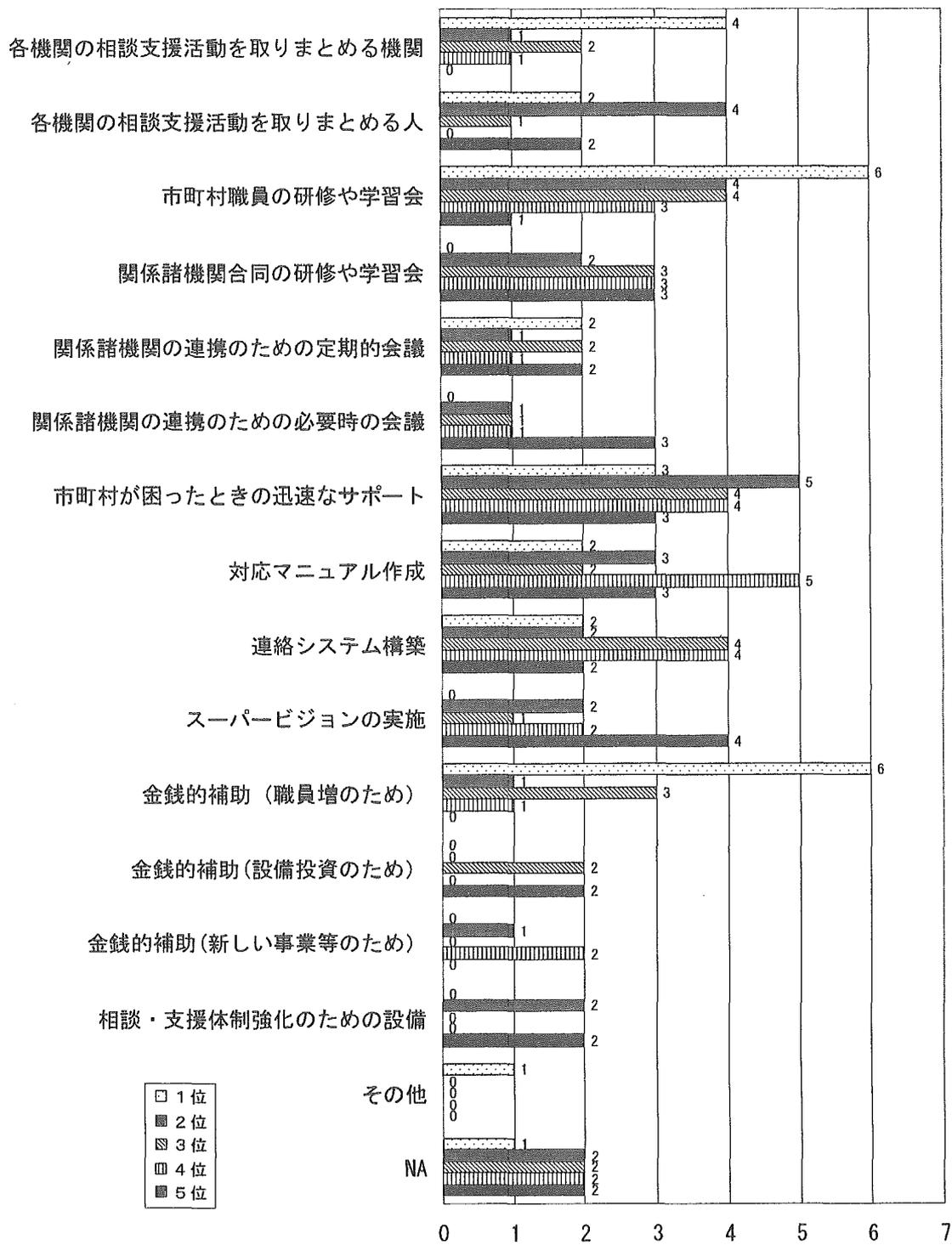
1位については、「市町村職員の研修や学習会の実施」「余裕のある職員配置のための金銭的補助」が、6自治体（20.7%）と、最も多くなっており、ついで「各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる機関の用意」が4自治体（13.8%）となっている。

2位については、「市町村が対応に困ったときの迅速なサポート」が、5自治体（17.2%）と、最も多くなっており、ついで「各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる人の用意」「市町村職員の研修や学習会の実施」がともに、4自治体（13.8%）となっている。

3位については、「市町村職員の研修や学習会の実施」「市町村が対応に困ったときの迅速なサポート」「連絡システムの構築」がともに、4自治体（13.8%）と、最も多くなっている。ついで「関係諸機関合同の研修や学習会の実施」「余裕のある職員配置のための金銭的補助」がともに、3自治体（10.3%）となっている。

4位については、「対応マニュアルの作成」が、5自治体（17.2%）と、最も多くなっており、ついで「市町村が対応に困ったときの迅速なサポート」「連絡システムの構築」がともに、4自治体（13.8%）となっている。

5位については、「スーパービジョンの実施」が4自治体（13.8%）と、最も多くなっている。

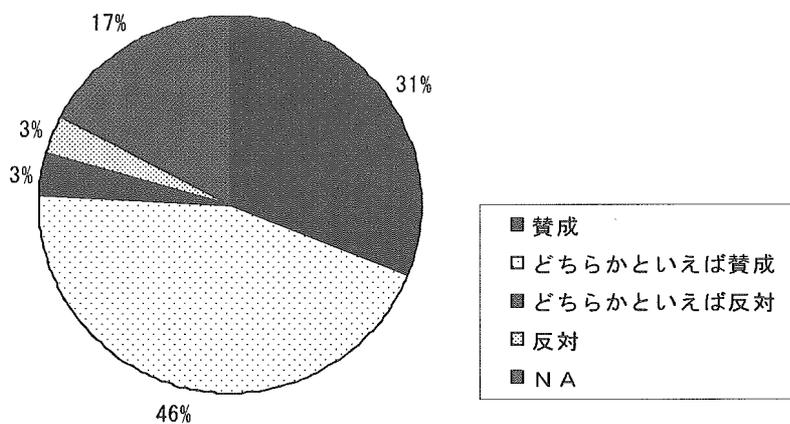


(5) 児童相談所の設置に関する意識

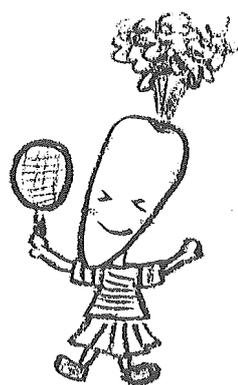
① 児童相談所の中核市への設置

児童相談所設置市規定が設けられ、児童相談所の設置が中核市にまで拡大することについて尋ねたところ、「どちらかといえば賛成」44.8%、「賛成」31.0%と7割以上の自治体が賛成の意思を示している。

| 児童相談所の中核市への設置 | 度数 (%) |
|---------------|------------|
| 賛成 | 9 (31.0) |
| どちらかといえば賛成 | 13 (44.8) |
| どちらかといえば反対 | 1 (3.4) |
| 反対 | 1 (3.4) |
| NA | 5 (17.2) |
| 合 計 | 29 (100.0) |



IV. まとめ



IV. まとめ

1. 現行の子どもと家庭に関する相談支援体制について

(1) 家庭児童相談室について

家庭児童相談室の有無・職員配置・対応の状況などについて、市区町村と都道府県・指定都市の双方に尋ねた。まず市区町村に対し、設置の有無について尋ねたところ、市区町村調査では「設置あり」との回答が 116 自治体 (32.7%) である。職員構成としては、常勤職員が勤務している自治体が 37.1%、専任職員の勤務している自治体は 62.1%、専門職の勤務している自治体は 53.4% である。また、常勤職員の多くは 1 名配置 (64.3%) であり、非常勤職員は 2 名配置 (44.6%)、1 名配置 (37.0%) が多い。専任職員については、2 名配置 (45.8%)、1 名配置 (41.7%) であり、兼任職員は 1 名配置 (55.2%)、2 名配置 (27.6%) となっている。専門職は 1 名配置 (43.5%)、2 名配置 (33.5%) であり、非専門職は 1 名配置 (47.2%)、2 名配置 (36.1%) となっている。常勤、専任、専門職ともに、1～2 名配置が高い割合を占めている。

都道府県・指定都市の家庭児童相談室の有無については、23 自治体 (79.3%) で「設置あり」との回答となっている。

家庭児童相談室の相談支援の現状としては、家庭児童相談室を設置している市区町村のうち 74.1% の自治体で、家庭児童相談室が主となって子どもと家庭の福祉に関する相談支援をおこなっている。都道府県・指定都市から見た家庭児童相談室の相談支援状況についても、「積極的に活動しており子どもの福祉に関する相談支援に有益である」との回答が 78.3% にのぼっている。一方で、「積極的に活動しているところと消極的なところが混在している」との回答も 17.4% あり、活動の状況には、個々の家庭児童相談室による差も見られるようである。

相談支援内容から対応できているか否かを尋ねた質問では、市区町村としては「子どもの虐待」79.3%をはじめ、多くの項目で「対応できている」との回答が半数を超えているのに対し、「子どもの疾患や障害」「経済的問題」といった項目では 44.0%、39.7% と、半数を下回る結果となっている。家庭児童相談室の相談支援状況は、個々の家庭児童相談室の積極性の有無のほか、相談支援内容による得手不得手が影響しているとも考えられる。

なお、家庭児童相談室の今後については、都道府県・指定都市は「積極的に展開したい」が 26.1% を占めている一方で、「市町村の相談体制の改変をみながら縮小したい」との回答が 39.1% を占めている。

(2) 相談支援の現状と必要な改善について

すべての市区町村に、現行の市区町村業務について、対応の有無と適切性について尋ねた。対応の有無については、おおむね 80%前後が対応しているとの回答となっている。なかでも家庭児童相談室を設置している自治体は「対応している」との回答がすべての項目で（「その他」をのぞく）8割台半ばから9割強と高い割合を占めている。

市区町村での対応の適切性についての質問では、「母子生活支援施設への入所について」の相談支援の適切性が 31.5%と、他の項目と比較して低い割合となっている。しかし、その他の項目については、「適切である」との回答が 60%前後を占めている。すべての項目において「不適切」との回答は 5%に満たない。

さらに、地域の相談支援機関との連携状況について、両自治体に尋ねたところ、児童相談所、地域子育て支援センター、児童館・児童遊園、障害児関係の福祉施設については、自治体による連携状況の差が少なく、ともに 50~60%台が「連携している」と回答している。一方、乳児院・児童養護施設、母子生活支援施設、助産施設、児童家庭支援センター、障害関係以外の児童福祉施設、医療機関などとの連携は都道府県・指定都市が、また、認可保育所や保健所・保健センターといった機関・施設については市町村が「連携している」と回答している割合が高くなっており、自治体による連携の違いが明確となっている。市区町村は、子どもと家庭の地域生活に密接にかかわる機関・施設との連携が主となっているといえる。また、つどいの広場や、民間機関、NPO などとの連携については、両自治体とも無回答の割合が高く、今後連携先として発展していく種別ではないかと考えられる。

このような子どもの福祉に関する相談支援の体制について、現状への意識を両自治体に尋ねた。「改善の必要がある」との回答（「改善の必要があるが現行で仕方がない」も含む）は、市区町村で 76.6%、都道府県・指定都市で 100%となっている。一方、「現状のままでよい」との回答は市区町村で 18.0%、都道府県・指定都市で 0%となっている。両自治体とも、ほとんどが現行の相談支援体制への改善の必要性を感じていることが明らかとなっている。

改善の必要のある理由としては、両自治体ともに、「人的不足」「専門性不足」「連携不足」「財源不足」が上位 4つの理由としてあがっている。このうち、もっとも大きな理由として考えられているものは、市区町村では「専門性不足」31.6%、都道府県・指定都市「人的不足」37.9%となっており、市区町村では人的不足よりも専門性不足が、都道府県・指定都市では専門性不足よりも人的不足が、改善の必要な理由として意識されている。

改善には何が必要かについて尋ねたところ、両自治体ともに「専門性を高める」「対応する人数を増やす」「地域内の相談・支援機関同士の連携力を高める」が上位にあがっている。このなかでもっとも必要な改善について尋ねると、市区町村では「専門性を高める」29.4%、「対応する人数を増やす」24.3%が、都道府県・指定都市では「地域内の相談・支援機関同士の連携力を高める」と「対応する人数を増やす」27.6%があがっている。ここでも、市区町村は専門性が、都道府県・指定都市では地域の連携力とともに人的不足が、もっと

も必要な改善としてあげられている。

(3) 市町村への分権化について

子どもの福祉に関する相談の、都道府県・指定都市から市町村への一部委譲について尋ねたところ、市区町村は70.4%が反対であるのに対し、都道府県・指定都市では96.5%が賛成であると回答しており、両自治体の意識には大きな差がある。

委譲について、その適切性と自治体における対応の可能性について、相談支援項目をあげて尋ねたところ、適切性については、市区町村としては地域の相談支援に関する情報の収集や提供・発信に関することについては「適切である」との回答が53%を超えており、各種相談については非行相談(28.5%)以外の軽度の相談支援については40%前後が「適切である」と回答している。なかでも、軽度の保健相談・援助については57.5%と高い割合を占めている。一方、調査・判定・治療・一時保護・申し立てといった機能や、里親関係の機能については「適切である」との回答が10%に満たない。都道府県・指定都市では、市区町村と同様に情報に関する相談支援については85%以上が「適切である」と考えており、非行相談をのぞいた、軽度の各種相談援助も高い割合を占めている。

委譲される場合の、対応の可能性については、市区町村では適切性の低い項目については「対応できない」との回答が高い割合を占めているものの、各種相談の軽度のものについては「対応できる」との回答の割合が高くなっている。また、各種相談については、軽度・重度ともに「条件によってはできる」との回答が30~45%を占めていることから、条件次第で対応可能な相談支援が多数あることが分かる。都道府県・指定都市では、「条件によってできる」との回答をあわせると、多くの項目で可能性があるとの回答割合が高くなっている。一方で、立ち入り調査や一時保護、施設入所措置や里親委託などについては、「できない」との回答が約半数を占めており、各種相談援助の障害・育成・虐待以外の養護相談についても重度のものは「できない」との回答が約25%を占めている。

都道府県・指定都市よりも市区町村の方が、適切性・可能性ともに肯定的意見には慎重である。

委譲を考える際に必要な社会的対応としては、市区町村は「各機関の相談支援活動を取りまとめてくれる機関」や「市町村が困ったときの迅速なサポート」、「職員増のための金銭的補助」、「各機関の相談支援活動を取りまとめてくれる人」といったものが目立っている。一方、都道府県・指定都市は「市町村職員の研修や学習会の実施」「職員増のための金銭的補助」「各機関の相談支援活動を取りまとめる機関」「市町村が困ったときの迅速なサポート」といった回答が目立っている。市区町村では、委譲の際、即機能してくれる存在やサポート体制が強く求められているが、都道府県・指定都市ではこれらに加え、研修や学習会といった中長期的な視点から専門性を向上させていくことの必要性も求められていると考えられる。

(4) 児童相談所の設置について

中核市に対し、児童相談所の設置予定について尋ねたところ、「設置する予定である」5.0%、「検討中である」35.0%と、設置を前向きに考えている自治体は40%である。また、「設置する予定はない」40.0%、「当面は他市町村の様子を見る」10.0%と、当面設置の予定がない自治体は、50%である。

児童相談所の設置に関する問題としては、「専門性の確保が難しい」との回答が83.3%となっており、運営資金の不足(55.6%)や設置資金の不足(50.0%)も上位に上がっている。なかでも、もっとも大きな問題として意識されているのが「専門性の確保」(35.0%)であり、市区町村が現状の問題として意識している「専門性の確保」が、児童相談所の設置についても意識されている。

一方、都道府県・指定都市には、児童相談所の中核市への設置に関する賛否について尋ねたところ、「賛成」が75.8%と高い割合を占めている。

2. 今後の子どもと家庭に関する相談支援体制について

地方自治体への調査結果から、特に子どもと家庭に関する相談機能の委譲について、市町村と都道府県・指定都市の意識の格差が明確となっている。たとえば、市町村は、相談機能の委譲が、準備も対策も整わないままであることから、分権化に賛成する自治体においても、相談支援体制の確立や連携についての課題が多いととらえている。一方、都道府県・指定都市は、児童相談所の負担が減ること、より住民に近い自治体での対応が望ましいとの認識から、分権化に積極的である。

このような格差から、今後の子どもと家庭に関する相談支援体制のポイントは、以下の4点であると考えられる。

(1) 財源の確保

さまざまな業務の委譲が求められている市町村にとって、現状の上乗せの形で、子どもと家庭に関する相談支援についても委譲されても対応できないという懸念がある。これは、ますます複雑化・多様化する子どもと家庭に関する相談支援に対応することのできる人的余裕、専門性が不足しているという理由からである。市町村への委譲を実施する際には、業務のみ委譲するのではなく、適切な人材を確保し、設備を整備するための財源もともに確保する必要があると考えられる。

(2) 専門性の確保

① 役割と責任の明確化

都道府県・指定都市からは相談支援をどの程度委譲するかについては、さほど大きな差異はないようである。しかし、委譲される自治体では、改正児童福祉法により委譲される

相談支援で担う役割は、あいまいに感じられている。このため、市町村としては「どのような相談に対応するのか」「児童相談所など他機関につなぐのはどのような相談か」「市町村対応と都道府県・指定都市対応の相談はどのように見極めるのか」といったことに戸惑っているのが現状である。また、自治体によって、認識している役割や責任の内容が異なっている。市町村としては何をどこまですべきかということについて、ある程度の線引きは必要だと考えられる。

② 研修など学習の機会の保障

市町村で子どもと家庭に関する相談支援をおこなっている職員は、非常勤・兼任・非専門職であることも多い。このため、相談支援に必要とされる知識や技術が不足していることから、対応できるか否かについての懸念がある。また、現在おこなっている連携での課題として、守秘義務などの職業倫理についての認識がさまざまであることから、専門職同士の連携が取りにくいことも回答であげられている。このため、子どもと家庭に関する相談支援についての学習の機会に加え、関係諸機関と共通認識をもつための学習の機会を保障する必要があると考えられる。

③ バックアップ体制の確立

児童相談所の相談機能が飽和状態であるという状況のなか、委譲された後のバックアップが本当に受けられるのだろうかという不安がある。このため、児童相談所との連携を密にし、これまでの実践経験からの援助方法を伝達する機会や、県からの職員派遣なども含めた対策が必要であると考えられる。さらに、職員のスーパービジョン等のサポート体制も必要であろう。

④ 職員の継続性

市町村職員も、児童相談所職員と同様に、職員の異動がある。しかし、子どもと家庭に関する相談支援に携わる職員が次々と異動すると、「身近できめ細やかな、継続性のある援助」を提供しているとは言い難い。このため、短期間で職員が頻繁に異動することを極力避け、さらに、常勤・専任・専門職を雇用することによる一貫した支援を提供し続ける体制も必要であると考えられる。

(3) 機能する連携づくり

① 立場を超えた連携

子どもと家庭に関する相談支援において、関係諸機関との連携は必須である。これには、機関の代表者、実務者といった立場を超えた連携が重要である。機関・施設等の代表者のみではなく、日頃からの実務者同士の密な連携があることによって、地域の特性を生かした支援を展開できるからである。

② 分野を超えた連携

立場を超えた連携のみではなく、子どもと家庭に関する相談支援には、分野（福祉・教育・心理・医療など）を超えた連携が必要である。分野を超えてケースや支援に対する共通認識をもつことは、特に連携が難しいとされる学校・幼稚園等や、教育委員会関係との連携も容易にするだろう。また、役割分担を明確にすることにより、ひとつの分野においてケースを抱え込んだり、必要な情報を得られなかったり、連携している機関が機能しなかったりといった状態も防ぐことができると考えられる。

③ 核となる機関（人）のいる連携

核となる機関（人）の対象や核としての業務内容については明確ではない。しかし、核となる機関（人）により、職員異動やケース・支援に対する異なった認識があるなかで、連携を目指していくことができる。核となる機関（人）への過負担を避けながら、コーディネートしていくことのできる方策が求められると考えられる。

（４） 利用しやすいサービスづくり

① 住民が利用しやすいサービス

子どもと家庭に関する相談支援を多くの機関・施設がおこなっているが、相談機能の委譲により、住民にとってはさらに窓口が増えることとなる。受け皿が多いことがメリットとなることがある一方で、住民がどこへ相談に行けばよいのか混乱するというデメリットもある。このため、住民の立場に立ち、窓口の設置方法などを工夫することで利用しやすいサービスの提供を目指すことが必要である。また、身近であることが、住民のもつニーズによっては負担になる場合もある（虐待やDV、非行問題など）。このため、住民がサービスを利用する場や方法を、選択することのできる余地をつくる必要もあると考えられる。

② 職員が提供しやすいサービス

住民が利用しやすいサービスの提供には、職員が提供しやすい方法を考えるということも必要である。従来からの相談支援において、たとえば連携機関・施設とは距離的に近い方が利便性が高いといった実践経験がある。このため、職員が住民のニーズを満たすために、効率よく快く働くことのできる環境づくりをすることも大切だと考えられる。

V. 參考資料

1. 市区町村調査:その他・自由記述回答一覧

- * 自治体の特定を避けるため、(3)～(6)は回答をまとめている。
- * また、文中の自治体名は「本自治体」と変更している。

(1)自治体で子どもの福祉に関する相談支援に対応しているところ:その他

- ・ 主として、家庭児童相談室が対応し、ケース内容により市役所内の関係各課と連携をはかり、場合によっては他機関に送致する

(2)家庭児童相談室の相談支援の内容:その他

回答なし

(3)自治体のかかわる子どもの福祉に関する相談事業

- ・ 相談（電話相談含む）：心身の障害・子育て・進路・就労・生活・健康・虐待・DV・不登校・青少年問題など
- ・ 関係諸機関の情報交換
- ・ 遊び場・居場所提供
- ・ 子育てサークル連絡会
- ・ 子育てに関する学習会
- ・ 家庭訪問事業
- ・ 子育て支援センター
- ・ つどいの広場
- ・ 子ども家庭支援センター
- ・ ファミリーサポートセンター
- ・ 児童虐待防止ネットワーク
- ・ おもちゃ図書館
- ・ 子どもの人権オンブズパーソン事業 など

(4)民間の子どもの福祉に関する相談に応じる機関と支援内容

- ・ 相談（電話・メール相談含む）：心身の障害・子育て・健康・虐待・DV・不登校・青少年問題など
- ・ 虐待に関する研修
- ・ 子育てサロン
- ・ 遊び場提供
- ・ 障害児・者地域療育等支援事業

- ・ 子ども家庭支援センター
- ・ 社会福祉協議会事業
- ・ CAP
- ・ おもちゃ図書館 など

(5)子どもの福祉に関する相談に応じるNPOと支援内容

- ・ 相談（電話・メール相談含む）：心身の障害・子育て・健康・虐待・DV・いじめ・不登校・青少年問題など
- ・ 遊び場提供
- ・ 育児サークル・幼児教室
- ・ CAP
- ・ ファミリーサポートセンター事業
- ・ 一時預かり
- ・ 児童虐待防止ネットワーク
- ・ 権利擁護活動
- ・ 児童虐待防止に関するワークショップ、人材育成講座や講演会、親支援プログラム
- ・ 児童自立援助ホーム運営費の一部を助成 など

(6)地域内の相談支援機関「その他」と支援内容

- ・ 相談（電話含む）：子育て、双生児、心身の障害
- ・ ファミリーサポートセンター
- ・ 民生委員・児童委員協議会
- ・ 育児サークル、よみきかせサークル
- ・ 子育て支援センター
- ・ 子どもデイサービス
- ・ 警察
- ・ 小・中学校
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員協議会

(7)現行の子どもの福祉に関する相談支援体制「改善の必要がある理由」:その他

- ・ 情報提供がうまくできていない
- ・ 市の相談支援体制がシステム化されていない
- ・ 相談機関が多く、利用者がどこへ行ったら良いかわからない
- ・ 相談業務の必要性があまり認められていない
- ・ 連携システムが構築されていない

(8) 現行の子どもの福祉に関する相談支援体制「必要な改善」:その他

- ・ 子育て支援センターの設置（平成 17 年予定）
- ・ 窓口の一本化をはかるなど、利用しやすい体制づくり
- ・ 児童相談所の人員を増やすこと
- ・ 児童相談所を増やす
- ・ 組織改革

(9) 「市町村への分権化へ賛成」の理由

- ・ 本当に助けを求めている人に対しての迅速な対応ができる。しかし、人手不足のためどうなるか不安
- ・ 地域の特性に応じたきめ細やかな支援が可能となる反面、より適切な支援が市町村単位で用意できるかどうか
- ・ 圏域による役割分担が明確になり連携が促進される
- ・ 児童相談所に集中していた相談業務を市町村が担うことで、きめ細やかな対応が可能となり、相談体制の充実が図れると思われるため
- ・ 地域内の子どもに対して、地域ぐるみの援助が望ましいと思われるので
- ・ 地域で事情が分かり、きめこまかい支援ができる面では賛成だが、ケースによっては負担に思うことがあると思う
- ・ 市町村の業務として規定することで、隠れていたケースが掘り起こされ、早期の対応が期待できる。その分、都道府県・指定都市の児童相談所の援助が必要となる
- ・ 住民の身近なところでサービス提供が行える点では良いと思うが、市町村がそれだけ質を下げずに相談体制を確保するには、研修や専門職の配置が必要となってくると思う
- ・ より住民に近い自治体が対応していくことは適切なことであると思うが、ノウハウのないうちに急激に委譲することは市民の方にとっても危険なことであると思う
- ・ 合併もあり、大変。財政状況も厳しく、人も不足しているなかでできるのだろうか
- ・ 専門性が高められる
- ・ 市町村の窓口は地域の住民にとって身近な存在であり、気軽に相談できる場の提供が必要であると考えするため
- ・ 地域の特性に応じた支援を行いやすい
- ・ 各機関や団体などとの連携を取りやすい
- ・ 福祉に関する相談に対して、地域のなかで対人サービスを中心的に担っている市町村が窓口となり、県は各市町村に対し適切な後方支援を行うことが複雑化する児童相談に対応するために良いのではと考える
- ・ 事務手続きが簡略、スピード化される

- ・ 虐待相談件数の増加により、地域の関係機関の連携によるネットワーク支援が、予防の観点からも必要とされているから
- ・ 住民にとってはより身近な相談窓口ができることになる
- ・ 相談者の便宜を図ることができる（そのための財源は確保しなければいけないが）
- ・ 生活者にもっとも近く、網羅性、迅速性を高めるうえで、市町村への委譲が適している。また、子どもや家族をとりまく生活全般の視点で援護するためにも市町村への委譲は望ましい。しかし、一方で、通常市町村では児童相談所のような確立された相談支援の体制はなく、個人の力量にまかされているところが大きいのではないかと。さらに、児童福祉司のような専門職はなく、めまぐるしい他分野との人事異動のなかで対応しているのが現状であると思われる。したがって、機関機能としては適切と思われるが、現状では、その中身（福祉事務所としての体制、対応する個人の専門性、専門機関の協力体制等）を整えていかないと、実質レベル低下をまねくことも懸念される
- ・ 迅速な対応が可能となる
- ・ より幅広く子どもの福祉面の相談に対処できると考えられる
- ・ 小さい自治体だからこそ、さまざまなサービスができると思うが、少数なことは反対に、郡対応の方がうまくいく場合もあると思う
- ・ より地域に密着した、相談支援体制がとれ、また具体的な住民サービスの相談支援への活用もしやすくなる
- ・ 身近に機関があると、来所しやすいと思う
- ・ 市民の身近になって良いが、当自治体のように小さく専門職がいないと、対応は難しい
- ・ 住民の身近なところで相談できる
- ・ きめ細かい対応は、身近な市町の方が適していると考えられるため。
- ・ 基本的に地域の問題は地域で解決すべきと考えるが、実際対応するにあたっては、子どもの問題はデリケートであり、専門性を要求されているが、財政面等の事情もあり、各自治体で専門職員を確保するのは困難な状況である。よって、全面的に賛成とは言えない
- ・ より身近なところで相談できる。しかし、専門性を備えた職員の配置が不可欠と考える。
- ・ 身近な機関なので相談がしやすくなる
- ・ 地域でネットワークをつくることにより、情報を共有できる
- ・ 相談者の住所地である市町村が窓口となることで、相談者の利便性の向上がはかれる
- ・ 住民のニーズにきめ細かく対応するためには一部委譲は賛成
- ・ 相談希望の方にとっては、一番身近な市町村が主体的に対応した方が相談しやすいのではないかとと思う
- ・ 相談業務等は現行で実施していることであるので、制度化されて良いと思う
- ・ 仕事量は増えるが、身近なところで相談ができ、安心して子育てができるようになる
- ・ 地域全体で考えていく・とりくんでいくことには賛成。連携、専門性の部分で不安もあ

る

- 地域の声が届きやすい
- 自治体で独自の事業に取り組める
- 市民生活の身近なところで、相談を総合的に対応できることが望ましいと思う。ただし、専門性やこれまでの相談・支援のノウハウの蓄積を都道府県・指定都市は市町村にきちんと伝え、指導体制の確立も必要であると思う
- 地域の現状をよく把握しているため
- すでに虐待予防ネットワークが確立され、相談体制がうまく機能しはじめているし、責任をもった仕事をしていると自負している
- 身近な地域において対応できるため、サービスの向上につながる。ただし、専門の職員配置が必要
- 合併を目前にしており、本来ならどちらとも言えないが、住民の近い所で行うのが良いと考える
- 地域の実情に応じた相談支援が展開できるから。ただし、能書きだけでは駄目。行政への義務付けが必要
- 地域により身近という立場が生かされる
- 地域性を十分把握し、身近に相談できまた相談を受けて早期対応ができるのではなかろうかと考える反面、担当する業務が増え、専門的知識が薄い人でも対応しなければならぬ場合もあり対応が難しく、信頼関係を築きにくいのではなかろうか
- 一人ひとりの子どもの置かれている状況が違い、その保護者や生活している背景を十分に理解しなければ本当の支援につながらないと思われる。そのために事情に詳しい市町村の方が、大きい単位の都道府県より好ましいと思える
- 相談業務を市町でおこなうと、情報収集がはやい、同一自治体内のことであれば早く対応できる。
- より相談窓口が身近になり、きめ細かな対応、連携ができやすい
- 現に本自治体で相談を受けている実態であるので、法的根拠ができた方がいい
- 市民にとって身近に相談できる
- 各市の特色に応じた相談活動を展開できる
- 情報収集がしやすく、各関係機関との連携がとりやすい
- 分権がすすめられることによって、子どもの福祉に関しより身近な相談がおこなえる。
- 相談の窓口が近くなり、情報についても収集、発信がしやすくなる。ただ、地方財政の削減にともない、人員や財源がなく担当する機関や時間がない状態
- 身近に接する保健師・保育士・学校・保健所・幼稚園等の連携がとりやすく、把握・相談がしやすい面が考えられるため
- 地域の実情が把握できること
- 近い将来政令市となり、児童相談所を設置することとなるため相談機関のより良いシス